

愛・けんぽ けんぽだより

2014年春号



NO.

113

【 ご挨拶 】

日頃は、当組合の事業運営に格別なご理解ご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、当組合では、平成26年度の予算も決定され事業計画が具体的に動き出します。当組合の現況は、高齢者医療制度への高負担とリーマンショックによる影響（回復がいまだ95%）が二重苦となっていますが、保健事業では、厚生労働省のデータヘルス計画のモデル事業に採用され、他の健保組合の模範となることになりました。（詳細は、後日ご報告いたします）

新年度も加入員の皆様の健康管理支援を中心に事業を展開してまいりますので、ご理解ご協力をよろしくお願い申し上げます。

愛鉄連健康保険組合 常務理事 井崎 茂

topics

- | | |
|-----------------------------------|-------------------------|
| ◇平成26年度の予算まとまる・・・P. 2～3 | ◇平成26年度 健診事業案内・・・P. 6 |
| ◇ケンポインフォメーション・・・P. 4～5 | ◇平成26年度の保健事業について・・・P. 7 |
| ・70歳代前半の被保険者等に係る一部負担金等の軽減特例措置について | ◇歯科健診事業について・・・P. 7 |
| ・健康保険の給付範囲の見直しについて | ◇コラボヘルス推進事業について・・・P. 8 |
| ・70歳未満の高額療養費の算定基準の見直しについて | ◇公告・・・P. 8 |
| | ◇編集後記・・・P. 8 |

愛鉄連健康保険組合

TEL(052)461-6131 FAX(052)461-6135 <http://www.aiteturen-kenpo.or.jp>

平成26年度の予算まとまる

わが国の経済情勢は、安倍政権誕生後にデフレからの早期脱却と持続可能な経済成長を実現していくとして、昨年後半には株価も上昇し大企業を中心に緩やかに回復しつつあると言われています。当組合の加入事業所では、未だ厳しい経営環境を脱していないところも多く、依然として先行き不透明な状態が続いています。

平成26年度予算は、大きな保険料収入の増加は望めないが、ゆるやかに回復していくと予測し、計算基礎数値は、平成25年度決算見込みとくらべて、被保険者数、標準報酬月額ともほぼ横ばいで編成しています。

支出については、支出全体の4割を占める高齢者医療制度への納付金が平成25年度決算見込みと比べ、3・1%、1億8千8百万円増加し、保険給付費については過去の実績等を踏まえ、4・3%、3億6百万円増加するとして編成しています。

また、健康保険料率については、平成26年度の支出を賄うためには平成25年度の保険料率千分の99・6では大幅な収入不足となりますが、平成25年度に改正された準備金の保有額の変更に練り入れることができる資金が増えたため、これを財源として保険料率を据え置くこととしました。

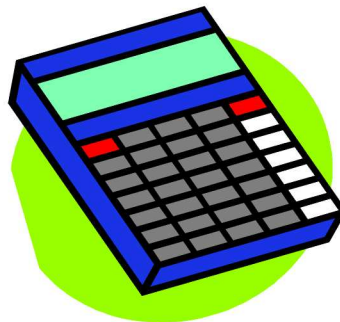
一方、介護保険料率については、介護納付金が9千10万円（8・1%）増加したため、平成25年度の料率を据え置き、介護準備金の繰り入れを財源とすると、介護準備金の保有率が100%を大きく割り込むとして千分の1引上げ千分の16で予算編成しています。

引き続き厳しい経済環境との認識を持ち、事業運営していきますが、厳しい時こそ健康管理支援を事業の中心とした当組合の存在意義が増してくると考えています。

平成26年度も健康保険料率、介護保険料率とも「協会けんぽ」を下回る予算編成にしており、加入事業所の経済状況が完全に回復することを待ち望みながら健保組合の健全経営に努力してまいります。

皆様におかれましても、日頃の健康管理に「留意いただき、今後とも「理解」「協力をいただきますようお願い申し上げます。

平成26年度 収入支出予算のあらまし



科 目	金 額 (千円)
保 険 料 収 入	13,400,283
国 庫 負 担 金 収 入	6,177
調 整 保 険 料 収 入	174,831
繰 入 金	979,834
国 庫 補 助 金 収 入	7,204
財 政 調 整 事 業 交 付 金	111,508
雑 収 入 他	16,320
合 計	14,696,157

事 務 費	199,074
保 険 給 付 費	7,379,532
納 付 金	6,189,805
前期高齢者納付金	2,711,720
後期高齢者支援金	2,902,183
退職者給付拠出金	575,827
老人保健拠出金	75
保 健 事 業 費	517,740
[疾 病 予 防 費]	[418,128]
還 付 金	2,550
営 繕 費	3,500
財 政 調 整 事 業 拠 出 金	174,831
連 合 会 費	6,641
そ の 他	1,098
予 備 費	221,386
合 計	14,696,157

予算編成の基礎となった数字

●被保険者数	29,570人
男	24,050人
女	5,520人
●平均標準報酬月額	323,000円
男	345,135円
女	217,539円
●総標準賞与額（年間合計）	21,915,550千円
●平均年齢	40.83歳
男	41.00歳
女	40.05歳
●被扶養者数（平成25年12月末現在）	26,724人
●扶養率（平成24年12月末現在）	0.90人
●前期高齢者加入率	3.856%
●保険料率	千分の99.60
事業主	千分の49.80
被保険者	千分の49.80



介護勘定

平成26年度 収入支出予算のあらまし

科 目	金 額 (千円)
介護保険収入	1,174,470
繰入金	38,454
雑収入	32
一般勘定受入	1
合 計	1,212,957

介護納付金	1,202,156
介護保険料還付金	800
積立金	10,000
雑支出	1
合 計	1,212,957

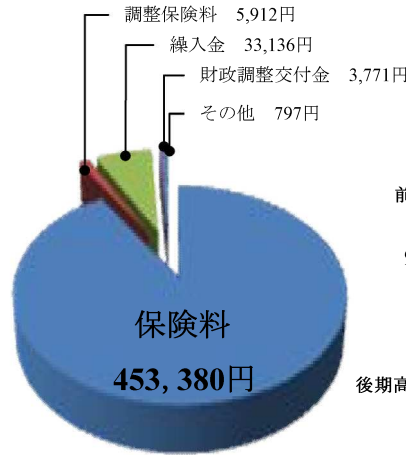
予算編成の基礎となった数字

●介護保険第2号被保険者たる被保険者数	13,850人
●平均標準報酬月額	370,500円
●総標準賞与額(年間合計)	11,802,278千円
●保険料率	千分の16.00
●事業主	千分の8.00
●被保険者	千分の8.00

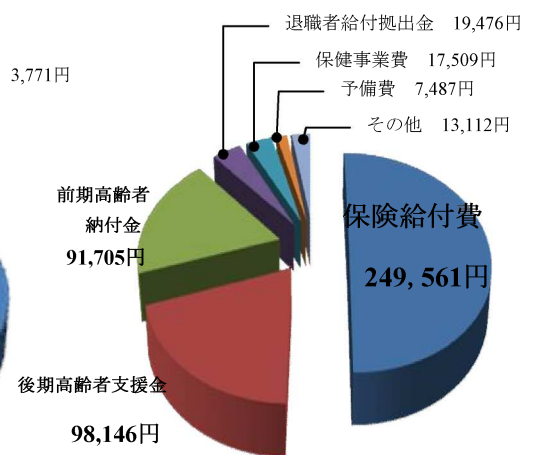
予算を一人当たりで見ると

一般勘定

収入 496,996円

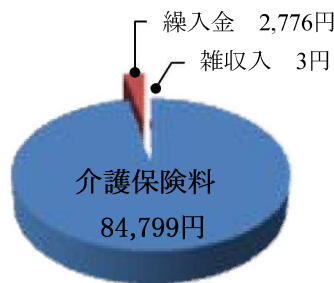


支出 496,996円

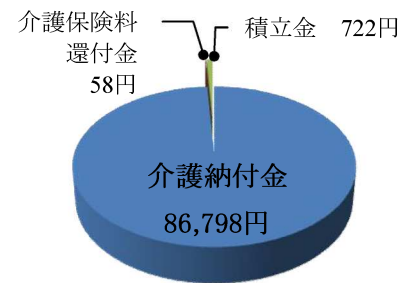


介護勘定

収入 87,578円



支出 87,578円



平成26年度任意継続被保険者の標準報酬月額の上限

標準報酬月額の上限	一般+調整保険料の上限	介護保険料の上限	合計
320千円 (平成25年9月30日組合平均)	31,872円	5,120円	36,992円

※任意継続被保険者の標準報酬月額は、退職時の標準報酬月額と上記の組合平均月額を比べ低い月額で決定されます。

介護保険料率に変更されました。

平成26年3月1日から介護保険料率が改定されました。

健康保険料率は、変更ありません。

新しい料率は、下記のとおりです。

任意継続被保険者の方は、平成26年4月1日から適用になります。

	健康保険料率			介護保険料率
	一般保険料率	調整保険料率	合計保険料率	
事業主	49.16/1000	0.64/1000	49.8/1000	8.00/1000
被保険者	49.16/1000	0.64/1000	49.8/1000	8.00/1000
計	98.32/1000	1.28/1000	99.6/1000	16.00/1000



◆70歳代前半の被保険者等に係る一部負担金等の軽減特例措置について◆

見直しの趣旨

70歳から74歳までの被保険者及び被扶養者(現役並み所得者(3割負担)を除く。以下「被保険者等」という。)に係る一部負担金の軽減特例措置について、世代間の公平の観点から行うものであり、高齢者の生活に大きな影響が生じることがないように、新たに70歳になる被保険者等から段階的に実施されるとともに、高額療養費算定基準額を据え置くことになりました。詳細は下記のとおりです。これらの見直しは平成26年4月1日から実施されます。

内容

① 70歳から74歳までの被保険者等に係る一部負担金割合 (下図【A】参照)

- ㊦ 平成26年4月1日以降に70歳に達する被保険者等について、70歳に達する日の属する月の翌月以後の診療分から療養に係る一部負担金等の割合を2割とする。
- ㊧ 平成26年3月31日以前に70歳に達した被保険者等(「特例措置対象被保険者等」)について、引き続き一部負担金等の軽減特例措置の対象とし、平成26年4月1日以降の療養に係る一部負担金の割合を1割とする。

㊦ 平成26年4月1日以降に70歳に達する被保険者等 (誕生日が昭和19年4月2日以降の方)	㊧ 平成26年3月31日以前に70歳に達した被保険者等 (誕生日が昭和14年4月2日から昭和19年4月1日までの方)
一部負担金割合	
2割	1割
例) 平成26年4月中に70歳に達する被保険者等は同年5月の診療分から	平成26年4月1日以降の診療分から
高齢受給者証の一部負担金割合の記載	
「2割」	「2割(75歳到達まで特例措置により1割)」

② 70歳から74歳までの被保険者等に係る高額療養費算定基準額 (下図【B】参照)

◎一般所得者について(標準報酬月額260千円以下の方)

入院について「44,400円」
外来について「12,000円」 } 据え置き



◎現役並み所得者について(標準報酬月額280千円以上の方)

入院について「80,100円+(医療費-267,000円)×1%」(4月目~「44,400円」)
外来について「44,400円」 } 据え置き

	70~74歳	外来のみ	月単位の上限額
現役並み所得者	標準報酬月額280千円以上	44,400円	80,100円+(医療費-267,000円)×1% 多数(4月目~:44,400円)
一般	標準報酬月額260千円以下	12,000円	44,400円

見直し後の高齢受給者証の差し替え等について

「平成26年3月31日以前に70歳に達した被保険者等」の方には表示負担割合が変更になった高齢受給者証を3月中旬に事業所に送付いたしました。新しい高齢受給者証をお配り頂き、旧高齢受給者証を4月1日以降に健康保険組合までご返却ください。

また「平成26年4月1日以降に70歳に達する被保険者等」の方の高齢受給者証は従来どおり適用年月の前月15日ごろに事業所へ送付いたします。

◆ 健康保険の給付範囲の見直しについて ◆

平成25年10月1日から法改正が実施され、健康保険の給付範囲が見直されたことにより、健康保険と労災保険の給付対象が明確になりました。

○労災保険からの給付が受けられない場合は健康保険の給付対象となります。

改正前	改正後
業務外について健康保険の給付を行う。	労災保険から給付がある業務災害以外の場合について健康保険の給付を行う。

※法人役員の業務上の負傷等は、健康保険の給付対象外となります。ただし、被保険者が5人未満の事業所の社長などで、一般従業員と同等の業務を行っている場合は健康保険の給付対象となります。

※原則として『工作中・通勤途中』のケガや病気については、健康保険ではなく労災保険の適用範囲となります。

◆ 70歳未満の高額療養費の算定基準の見直しについて ◆

【改正の趣旨】 負担能力に応じた負担を求める観点から低所得者に配慮したうえで、高額療養費の自己負担限度額(算定基準額)をきめ細やかに設定するものです。

【内容】 平成27年1月1日を施行期日とし、下記のとおり改正となります。

<見直し前>

<見直し後>

区分	月単位の上限額	※	区分	月単位の上限額	※
上位所得者 標準報酬月額 530千円以上	150,000円+ (医療費-500,000円)×1% 多数該当(4月目～: 83,400円)	A	標準報酬月額 830千円以上	252,600円+ (医療費-842,000円)×1% 多数該当(4月目～: 140,100円)	ア
			標準報酬月額 530千円～790千円	167,400円+ (医療費-558,000円)×1% 多数該当(4月目～: 93,000円)	イ
一般所得者 上位所得者 低所得者以外	80,100円+ (医療費-267,000円)×1% 多数該当(4月目～: 44,400円)	B	標準報酬月額 280千円～500千円	80,100円+ (医療費-267,000円)×1% 多数該当(4月目～: 44,400円)	ウ
			標準報酬月額 260千円以下	57,600円 多数該当(4月目～: 44,400円)	エ
低所得者 住民税非課税	35,400円 多数該当(4月目～: 24,600円)	C	低所得者 (住民税非課税)	35,400円 多数該当(4月目～: 24,600円)	オ

また、これに伴い「限度額適用認定証」及び「限度額適用・標準負担額減額認定証」の適用区分欄の記載が上記※のとおりとなります。

今後の「限度額適用認定証」および「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付について

現在、「限度額適用認定証」の交付は、申請を受付けた月の1日から直近の8月31日まで(「限度額適用・標準負担額減額認定証」については直近の7月末日まで)を適用とし有効期限を設けておりますが、今回の高額療養費の改正が平成27年1月に施行予定であることから平成26年9月1日から同年12月31日までの間に交付する「限度額適用認定証」等については有効期限を平成26年12月31日までといたします。

平成27年1月1日以降引き続き交付を希望する場合は、再度ご申請をお願いいたします。

有効期限	平成26年8月31日	有効期限	平成26年12月31日	有効期限	平成27年8月31日
平成25年9月1日から平成26年8月31日までの申請		平成26年9月1日～12月31日までの申請		平成27年1月1日以降の申請	

ご不明な点がございましたら、健保組合(業務課)までお問い合わせください。TEL(052)461-6131

平成26年度

健診事業案内

※健診内容、手続き方法等でご不明な点がございましたら、健康管理課（052 - 461 - 6131）までお電話ください。

事業所向け健診及び期間	対象者	負担額	概要
巡回事業所健診 <4/1～翌3/15>	被保険者	1,150円(税込)	検査項目:問診・胸部レントゲン 血圧・尿検査・身体測定・心電図 血液検査・聴力・腹囲・便潜血 (40歳以上は、特定健診を含む)
胃がん健診 <4/1～翌3/15>	30歳以上の被保険者	675円(税込)	検査項目:胃部X線
前立腺がん健診 <4/1～翌3/15>	50歳以上の血液検査を実施した 男性被保険者	560円(税込)	検査項目:PSA 《オプション検査》
心臓機能検査 <4/1～翌3/15>	40歳以上の血液検査を 実施した被保険者	1,365円(税込)	検査項目:BNPまたはNT-proBNP 《オプション検査》
再検査	要再検査者	指定項目に限り 全額補助	健診の結果、再検査が必要な方は、一次健診 を実施した健診機関が、指定項目の再検査を 実施します。
一般健康支援<随時>	要経過観察以上の判定の被保険 者(集団指導可)	契約健診機関 …全額組合補助	保健師等が事業所に出向き、健康支援を実施 します。(希望者の方も実施していただけます)
特定保健指導<随時>	特定健診の結果、必要と 判定された方	契約外健診機関 …組合の契約料金を 上限として補助	対象者の方について、生活習慣改善のための 支援を行います(保健師等による面談等)
特別健康支援<随時>	被保険者		2年以上連続して要医療等の判定が出ており、 かつ、医療機関に受診されていない被保険者 に対して個別で保健師による健康支援を実施し ます
契約外健診機関の場合	被保険者		愛知県外に在住する被保険者を対象に、規定の組合補助額を限度として 補助します。
上記の健診・ 再検査・保健指導	被保険者		
インフルエンザワクチン 接種費用の補助<随時>	被保険者		年度内1回1,000円を補助します。(契約健診機関が事業所へ巡回接種 (11、12月)または、個人で院内接種)
個人向け健診及び期間	対象者	組合補助額	
人間ドック <4/1～翌3/15>	30歳以上の 被保険者・被扶養者	健診費用の7割補助 補助限度額は、人間ドック:21,000円 脳健診:15,000円	
脳健診(2年度内1回) <4/1～翌3/15>			
がん健診 <4/1～翌3/15>	30歳以上の 被保険者・被扶養者 〔子宮頸がん健診は20歳以上 肺がん健診は40歳以上〕	健診費用の7割補助 補助限度額は、乳がん(超音波):2,000円、乳がん(マンモグラ フィー):2,500円、子宮頸がん:2,000円、胃がん:7,000円、 大腸がん:1,000円、肺がん:4,200円。	
特定健診 <4/1～翌3/15>	40歳以上の被扶養者	契約健診機関:全額組合補助	
特定保健指導 <随時>	特定健診の結果必要と 判定された方	契約以外の健診機関:組合の契約料金を上限として補助	
共同巡回健診 <7月～12月>	30歳以上の女性被保険者 女性被扶養者		愛知県隣接地域及び東京・大阪に在住する対象者に、各地区にお いて巡回健康診断を実施し、補助。
インフルエンザワクチン 接種費用の補助<随時>	被保険者 被扶養者		年度内1回の補助。被保険者は1,000円、被扶養者(高校生以上 64歳まで)は1,000円、生後6か月以上中学生までは1,500円を 補助します。

平成26年度の保健事業について

当組合では、組合員のみなさまの健康管理のため、愛・健康サポート事業（健診、健康支援、再検査、受診勧奨）をはじめとする様々な保健事業を展開しています。

平成26年度は、昨年度に引き続き、保健事業を実施していきますが、効率的で、効果の望める保健事業を実施するため、下記の項目を重点事項とし、みなさまの健康管理を中心とした疾病予防事業に特化して展開していきますので、ご理解ご協力をお願いします。



【平成26年度保健事業重点項目】

- 早期発見・早期治療につなげるため、健診受診率の向上を目指す。
（特に家族）
- 巡回事業所健診・人間ドック・共同巡回健診等の受診により早期発見・早期治療につなげ、その後の健康支援や受診勧奨により重症化を防ぐ。重症化予防事業を事業所と共同実施をすることで対象者の医療機関への受診意識向上を図る。
- 未就学児の呼吸器系疾患対策として実施しているかせ予防キャンペーンの内容を充実させて展開する。
- 前期高齢者対策事業を継続して行い、前期高齢者の医療費削減、高齢者医療制度への納付金の抑制を図る。



平成26年度新規事業 歯科健診事業をはじめます！

歯の健康は、日常生活を営むために不可欠な、食べる・話す楽しみに密接な関連があり、健康寿命の延伸や生活の質の向上に大きく関係しています。歯の喪失の主な原因は、むし歯と歯周病で、近年の研究では、歯周病と全身疾患の関連性が指摘されています。厚生労働省が策定している「健康日本21」の第二次計画の中でも「全ての国民が共に支えあい、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会の実現」を目指すために、歯科・口腔の健康を含む生活習慣の改善が重要としています。

そこで、組合員のみなさんの健康な歯を守ることと、増え続ける歯科医療費対策を目的として、平成26年度より、被保険者、被扶養者を対象とした歯科健診事業を展開していきます。

（歯科における医療費は、総医療費に占める割合で約11%）

☆現在検討している実施方法☆

共同巡回健診（被扶養者対象）と同様に歯科健診の会場を設定し、希望する会場で受診していただきます。歯科健診の対象者は、被保険者、被扶養者です。

☆歯科健診の内容☆

歯科医師による健診、歯科衛生士によるブラッシング指導、歯面清掃
必要に応じて、フッ素塗布（子どもが対象）



※歯科健診会場、申込方法等、事業の詳細につきましては、後日ご案内させていただきます。

コラボヘルス推進事業をスタート！



平成25年6月14日に安倍首相を含む9閣僚合意による日本再興戦略が決定され、その中の健康医療戦略において、政府は「国民の健康寿命の延伸」を掲げています。この中で健保組合が取り組まなければならない内容のひとつに『加入事業所と健保組合の連携(コラボヘルス)』があります。これは、加入員にとって身近な存在である事業所と当組合が、加入員のみなさんの健康づくり(生活習慣改善)のためにお互い連携をすることで、生活習慣病を防ぎ、健康寿命の延伸につなげようという取り組みです。

当組合では、平成25年10月から開始している「受診勧奨(重症化予防)共同実施事業」がコラボヘルスにあたり、この事業の参加促進と事業所ごとの特性に合わせた健康づくり活動の支援を推進したいと考えています。この取り組みは、事業所ごとの収支状況や健康課題等の資料を持参し、ご説明とご要望等をお伺いするところからスタートする予定としています。(コラボヘルス推進事業※)

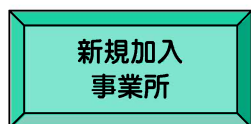
職員が順次、事業所訪問をさせていただきますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

※この事業は平成25年度の国の補正予算において、データヘルス計画のモデル事業として採用されることになりました。

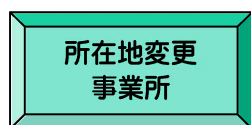


加入事業所変更のお知らせ

愛鉄連健康保険組合の規約の一部が、変更されましたので公告します。



事業所名	所在地	編入年月日
(株)名張エンジニアリング	愛知県大府市	平成26年 2月 1日
竹内商事(株)	名古屋市港区	平成26年 3月 1日



事業所名	所在地	変更前	変更年月日
ティーティーケー(株)	愛知県豊田市	名古屋市名東区	平成26年2月10日
(株)アピックス	愛知県額田郡幸田町	愛知県安城市	平成26年3月 1日



事業所名	所在地	削除年月日
伊藤武鉄工所	名古屋市昭和区	平成22年 1日 1日
(株)長谷川製作所	愛知県刈谷市	平成25年12月11日
(株)堀鉄工所	名古屋市南区	平成25年12月26日

編集後記

新入社員のみなさん、入社おめでとうございます。1年のはじまりは1月ですが、社会人のはじまりといえは4月ですね。新入社員のみなさんは人生の上で新たなスタートを迎えますが、健康管理には十分気を付けていただき、社会人としてご活躍していただきたいと思います。

さて、私といえば、愛鉄連健保に入社し、早や13年が経過して、気づけばすっかり中堅と言われる立場になってしまいました。

4月からもう一度、初心にかえり、新たな気持ちで業務に励みたいと思いますので、1年間よろしくお願ひします。

